

「情報システム調達に関する第2回意見交換会」におけるコメント（2021年10月15日）

上智大学 楠茂樹

以下、コメント致します。

（1）人材確保について

・人材確保の観点からすると、（地方公共団体のデジタル人材に係る）人件費を補助する資金に係る予算をデジタル庁、総務省関連で確保することも検討すべきではないでしょうか。公募型にすることは一案ですが、そもそも人材がいない中で公募に応じることは難しいでしょうか、資金の提供の仕方には工夫が必要かもしれません。

・CIO 補佐官業務については行政機関が企業と業務委託契約を結ぶところがあると記憶しています。CIO 補佐官の属性、キャリアも含めて調査すると興味深い結果が得られるかもしれません。

・自治体等での民間人材登用の難点は、給与面の問題もありますが、キャリア・パスとしてその人物にとって魅力があると思われない可能性があること、だと思います。行政経験を数年積んだ人材が、その後「技術系のプロ」としてマーケットでより高い評価がされなければ、特に若い人材は集まらないと思います。

（2）独禁法に関連して

・独禁法違反についていうならば、パラマウント・ベッド事件（私的独占）の他、官製の不正の要素がある、郵便区分機事件（談合）、東北農政局発注工事の取引妨害事件あたりも参考になるのではないのでしょうか。

・公共契約の世界では、不当な取引制限規制以外の展開にも注目すべき、と思います。特に最近は特定の業者の優遇、特定の下請業者（再委託先）への誘導のような問題が多いのではないかと思います。再委託先については契約条件に入れなくても過去の経験、契約に至るまでの一連のやり取りからこの種のネポティズムは発生し得、独禁法上どう扱うかは別にして調達の適正化という観点からは検討すべき点があるのではないかと考えます。民間人材を積極登用するのであれば、特に注目すべきポイントではないのでしょうか。

・一方で、ベンダー間の情報共有、あるいは複数ベンダーによる JV（さらには複層的な再委託構造）によって競争制限が発生するような不当な取引制限型の違反も悩ましい論点の一つだと思います。

以上